

第24回軽米町議会定例会

平成30年 6月19日(火)

午前10時00分 開議

議事日程

- 日程第 1 議案第 1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
(平成30年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 2 議案第 2号 軽米町税条例の一部を改正する条例
(平成30年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 3 議案第 3号 和解に関し議決を求めることについて
(平成30年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 4 議案第 4号 平成30年度軽米町一般会計補正予算(第1号)
(平成30年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 5 議案第 5号 平成30年度軽米町介護保険特別会計補正予算(第1号)
(平成30年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会付託)
- 日程第 6 請願陳情第19号 町道上野場名川線と農免農道観音林地区までの道路について、町道認定をお願いしたい
(継続審査:産業建設常任委員会付託)
- 日程第 7 議案第 6号 デジタル防災行政無線整備4期工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第 7号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第 9 議案第 8号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第10 軽米町議会議員の定数等調査特別委員会報告
- 日程第11 発議案第1号 軽米町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 委員会の閉会中の所管事務調査について

○出席議員（14名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 中里宜博君 | 2番 | 中村正志君 |
| 3番 | 田村せつ君 | 4番 | 川原木芳蔵君 |
| 5番 | 上山勝志君 | 6番 | 舘坂久人君 |
| 7番 | 茶屋隆君 | 8番 | 大村税君 |
| 9番 | 松浦満雄君 | 10番 | 本田秀一君 |
| 11番 | 細谷地多門君 | 12番 | 古舘機智男君 |
| 13番 | 山本幸男君 | 14番 | 松浦求君 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|--------|
| 町長 | 山本賢一君 |
| 副町長 | 藤川敏彦君 |
| 総務課総括課長 | 吉岡靖君 |
| 税務会計課総括課長 | 小笠原亨君 |
| 町民生活課総括課長 | 川島康夫君 |
| 健康福祉課総括課長 | 坂下浩志君 |
| 産業振興課総括課長 | 小林浩君 |
| 地域整備課総括課長 | 川原木純二君 |
| 再生可能エネルギー推進室長 | 戸田沢光彦君 |
| 水道事業所長 | 川原木純二君 |
| 教育委員会教育長 | 菅波俊美君 |
| 教育委員会事務局総括次長 | 堀米豊樹君 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 吉岡靖君 |
| 農業委員会会長 | 西舘徳松君 |
| 農業委員会事務局長 | 小林浩君 |
| 監査委員 | 竹下光雄君 |
| 監査委員会事務局長 | 小林千鶴子君 |

○職務のため議場出席した事務局職員の職氏名

| | |
|---------|--------|
| 議会事務局長 | 小林千鶴子君 |
| 議会事務局主査 | 鶴飼義信君 |
| 議会事務局主任 | 川島幸徳君 |

◎開議の宣告

- 議長（松浦 求君） おはようございます。ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

◎諸般の報告

- 議長（松浦 求君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で、町長から議案3件の追加提出がありました。

6月14日付で、軽米町議会議員の定数等調査特別委員会委員長から報告書の提出がありました。

また、本日付で細谷地多門君ほか4名から発議案1件と議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長から閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

いずれも印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。

町長から追加された議案3件の取り扱いについては、議会運営委員会において協議した結果、本会議場において審議することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第1号から議案第5号までの審査結果報告、質疑、討論、採決

- 議長（松浦 求君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてから日程第5、議案第5号 平成30年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括して議題といたします。

議案第1号から議案第5号までの5件については、特別委員会での審査結果の報告を求めます。

平成30年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会委員長、松浦満雄君。

〔特別委員長 松浦満雄君登壇〕

- 特別委員長（松浦満雄君） 平成30年6月定例会におきまして、軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会に付託されました案件は、専決処分された軽米町税条例等の一部改正の承認を求める議案1件、条例の一部改正1件、和解に関し議決を求める

議案 1 件、平成 30 年度軽米町一般会計補正予算（第 1 号）、平成 30 年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）の 5 件であり、6 月 14 日、全委員出席のもと、午前 10 時、委員会を開会し、それぞれの議案ごとに担当課より説明を受け、活発な審議がなされました。

議案第 1 号、議案第 2 号については、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い所要の改正をするものであり、議案第 3 号は福島原発事故の放射能汚染に関して、当町が受けた被害に対し、原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解案を受託する議案で、個人的な農業被害等については確認していないとの答弁でありました。

議案第 4 号の一般会計補正予算では、臨時職員等の賃金、社会保険料の補正で、新職員採用に辞退者があったことが影響しているのか、また再募集の結果についても質疑がありました。軽米町においても人手不足、求人の売り手市場が影響しており、いずれにしても軽米町役場が子育て支援策に取り組むなど、魅力的な職場環境づくりの必要性が議論されました。

衛生費では、岩手県立軽米病院旧小軽米診療所解体費用補助金の補助率 95%の計上について、これまでの経緯が説明されました。

教育費では、中学校部活動指導員報酬を新規に計上、社会問題化している教員の負担軽減に取り組むものであるが、詳細については学校との協議中であるとの答弁でありました。

ほかに町民体育館の床の改修の予算も計上されております。

そのほかに機構改革、人事異動後の初議会ではありましたが、各委員からの質問に担当職員それぞれが役割を十分に果たし、丁寧に答弁をいただいて、午前中に議案 5 件の審議を終了いたしました。

その後、午後 1 時から委員会を再開し、資料要求がありました軽米町社会福祉協議会が行った、いちい荘実施設計の入札結果表及び基本設計書とかるまい交流駅（仮称）整備事業実施設計業務委託契約書について質疑がなされ、いちい荘の入札に制限価格を設けなかった点について、その是非、交流駅については実施設計を随意契約とした理由について比較しながら説明をいただき、当局、議会にとりまして大変有意義な議論となりました。

審査の結果は、議案第 1 号から議案第 5 号まで、全議案について全会一致で賛成、可と決しました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（松浦 求君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより採決を行います。

お諮りします。議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてから議案第5号 平成30年度軽米町介護保険特別会計補正予算(第1号)の5件について委員長の報告は原案を可決とするものです。

議案第1号から議案第5号の5件は、委員長の報告のとおり原案を可決と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 軽米町税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてから議案第5号 平成30年度軽米町介護保険特別会計補正予算(第1号)までの5件は、原案のとおり可決されました。

◎請願陳情第19号の報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） 日程第6、請願陳情第19号 町道上野場名川線と農免農道観音林地区までの道路について、町道認定をお願いしたいを議題といたします。

請願陳情第19号について常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、大村税君。

〔産業建設常任委員長 大村 税君登壇〕

○産業建設常任委員長（大村 税君） 請願陳情第19号 町道上野場名川線と農免農道観音林地区までの道路について、町道認定をお願いしたいについてでございますが、経過の報告については皆さんのお手元に配付してございますので、割愛させていただきます。

それで、請願陳情第19号の審査の結果についてご報告を申し上げます。請願陳情第19号は、上野場地区の道路について町道認定をお願いしたい旨の内容でございます。陳情書は、昨年11月24日に町議会に提出され、産業建設常任委員会には平成29年12月の定例会において審査を付託され、以降3月定例会、今定例会において審査を行ってまいりました。

同路線は、1度、29年2月に町道の改良整備を求める請願として提出があり、慎重審査の結果、6月定例会において採択を決定したところでございます。

今回の審査に当たっては、町道認定の要件について町当局の担当課から内容等を確認しながら、陳情路線の状況の現地調査を行い、審査を継続してまいりました。

審査においては、町道要件に合致しない部分も多少はありますが、町道以外の整備手法がないものかなどの慎重な意見があったほか、一方では同路線は青森県に隣接し、南部町の町道に接続する路線であること、また拡幅に当たっては周辺土地所有者からの無償提供の承諾が得られていること、また果樹を中心とした畑作が盛んに行われており、受益者も多数あり、整備後の利活用が今後も見込まれることなどから、採択すべきとの意見が多く出され、最終的には町道として整備した場合の利活用と公益性について鑑み、賛同する意見が多く、常任委員会において全会一致の陳情の趣旨を了とし、採択といたしたところでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

請願陳情第19号に対する委員長の報告は採択とするものです。

請願陳情第19号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 求君） 起立全員です。

よって、請願陳情第19号 町道上野場名川線と農免農道観音林地区までの道路について、町道認定をお願いしたいは委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第6号から議案第8号までの一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） 日程第7、議案第6号 デジタル防災行政無線整備4期工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてから日程第9、議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについての3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 追加提案いたしました議案第6号から議案第8号までの提案理由をご説明申し上げます。

議案第6号は、デジタル防災行政無線整備4期工事の請負に関し契約を締結する

ため、地方自治法第96条第1項第5号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の内容でございますが、工事名、デジタル防災行政無線整備4期工事であります。

工事場所は、岩手県九戸郡軽米町町内一円で、具体的な場所については後ほど資料によりご説明申し上げます。

契約金額は3億3,696万円で、内訳は議案書に記載のとおりでございます。

請負者は、住所、岩手県盛岡市本町通3丁目20番6号、名称、北日本通信株式会社、代表取締役、瀬川純であります。

工事概要等につきましては、資料をごらん願います。工事の内容は、2カ所の再送信子局と59カ所の屋外拡声子局を平成31年3月25日までを期間とし、整備しようとするものであります。具体的な場所につきましては、資料の2ページに位置図を添付しておりますので、ご参照願います。

資料の3ページ目は、拡声子局の立面図と使用部材の一覧、4ページ目は再送信子局の立面図と使用部材の一覧となっております。

なお、現在の拡声子局につきましては、新しい拡声子局を整備後に撤去することとしております。

以上が本工事の整備内容の概要であります。

また、資料の5ページには入札結果表を添付してございます。

議案第6号につきましてご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第7号の提案理由をご説明申し上げます。議案第7号は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

取得する目的は、消防団活動に供するためでございます。取得する財産は、小型動力ポンプつき積載車1台で、取得予定価格は1,023万8,400円であります。取得の方法は、岩手県盛岡市本宮1丁目17番6号、株式会社岩野商会、代表取締役、岩野法光より買い入れするものでございます。

なお、配置先は山内地区の8分団3部で、納入期限は平成31年1月31日となっております。

また、購入しようとする小型動力ポンプつき積載車の仕様につきましては、配付しております資料のとおりであります。

また、資料の裏面には入札結果表の写しを添付してございます。

議案第7号につきましてご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第8号の提案理由を申し上げます。議案第8号は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

取得する目的は、町民バス運行業務のためであります。取得する財産は、マイクロバス2台で、取得予定価格は1,421万2,800円であります。取得の方法は、岩手県軽米町大字軽米第13地割115番地2、高常自動車工業株式会社、代表取締役、高橋啓介より買い入れるものでございます。

なお、納入期限は平成30年11月20日となっております。

購入しようとするマイクロバスの仕様につきましては、配付しております資料のとおりでございます。

また、入札結果表の写しを資料として添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第8号についてご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第6号に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、山本幸男君。

○13番（山本幸男君） 追加提案が3件ありましたが、二、三点質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

追加提案は、中身を見ますと入札の関係で3件でございますが、入札をしたのが、この資料によりますと6月11日、ちょうど議会が招集になった日に入札が執行されたということでございますが、私は6月の定例会に提案される議案等がその他もろもろ出ておりますので、この議案についても当初議案として提出されるというような形に努力したほうがよかったのではないかなど。そうすることによって、我々の会においても中身をさらに検討すると、また時間的にも余裕があるというようなことになったのではないかなどと思いますが、その点についてもう少し、あと1週間早く入札というようなことにならなかったのかどうか。

また、議会の開催当日に執行機関で入札を行うというようなことは、何かしら議会を軽視しているというような形にならないのか、そういう点も含めて追加でなく、当初、当日、議会開会時に議案として提出するというような努力を今後したほうがいいのではないかなど考えますが、町長、いかがですか、それが第1点の質問でございます。

続いて、2点目でございますが、デジタル防災行政無線の関係で第4期工事、3億1,000万円、税を含めて3億3,000万円でございますが、この財源について、前にも当初の予算の中で説明があったかもしれませんが、3億何ぼかけるのだが、財源はどうか、何を期待してこの事業を行っているのか、改めて説明願いたいというのが第2点でございます。

それから、第3点目は第6号に関連してでございますが、入札の結果表が添付になっておりますが、その中で4社が指名されて1社が辞退、予定価格、それから最低制限価格を設けております。その最低制限価格を設けることがどうだったのかなというような感じを正直。入札の結果を見ますと、第1回目で決まっておりますが、金額を見ますと、余りそれぞれ差がない、うまく結果としてまとまっているという感じでございます。そのことは、最低制限価格を設けたことによって、簡単に言えば入札の競争という部分がちょっとどうだったのかなというような感じを持ちます。私は、基本的には最低制限価格は設けないで、競争を頑張ってもらって安い価格というようなことが私の基本的な考え方ですが、設けなかったほうがよかったですのではないかなというような感じを持ちますが、その点についての説明を願いたい。

以上3点。

○議長（松浦 求君） 総務課総括課長。

〔「休憩」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 休憩いたします。

午前10時27分

午前10時28分

○議長（松浦 求君） 再開いたします。

町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 私に対しての質問でございますけれども、日程等につきましては事務方のほうで詰めて決定したことでございますので、詳細については総務課総括課長のほうから説明させたいと思います。

○議長（松浦 求君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 山本議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初なのですが、追加提案ではなく、当初から議案として提出すべきではなかったか、またはそのように努力すべきではないかというふうなご質問でございますが、まず今回追加提案になった経緯というのは、デジタル防災行政無線につきましては、いきなり工事に入るのではなくて、設計業務を終えてからになったものでございます。設計業務につきましては、4月早々に入札を行いまして作業のほうに取りかかったわけなのですが、どうしても2カ月弱の期間は必要ということ

で、5月の下旬にその成果を受け、その後入札の手続に入ったものですから、6月11日がその最短の期間であったというふうなことが実情でございます。

山本議員おっしゃるとおり、今後につきましてもできる限り追加とはしないで、最初から議案としてお示しできるように努力はしてまいりたいと思います。ただ、今回の場合は実施の箇所が合わせて61カ所と非常に多いボリュームでございますので、できる限り6月議会にお願いをいたしまして、早期に着工したいというふうなことから、今回このようになったものでございます。

次に、防災行政無線の工事の財源でございますが、これにつきましては緊急防災減災事業債、これも過疎債と同じように7割が交付税措置される起債となっておりますが、それを財源に活用することとしております。ただ、これまでのアナログ式のとくに屋外拡声子局では声が届かない場所については、戸別の受信機を設置しておいたところでございますが、戸別の受信機につきましては、光ファイバーの工事のとくにそれぞれのご自宅に告知放送端末を設置してございますので、今回改めてそのような無線を使った戸別受信機は必要なくなるということで、その撤去工事も300万円ほど見込んでおりますけれども、それについては起債の対象外となりますので、町単独での負担になる見込みとなっております。

あと3番目の最低制限価格を設けないほうがいいのではないかというふうなことでございますが、町におきましては、工事請負契約につきましては本工事のみならず最低制限価格を設けて実施しております。これは、その工事の質等を担保する必要があるというふうなことから、早くから最低制限価格制度を設けてございます。これにつきましては、当町に限らず多くの市町村で……市町村といいますか、地方公共団体初め、国等でも採用していることですので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（松浦 求君） ほかがございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） なければ、質疑を打ち切ります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第6号 デジタル防災行政無線整備4期工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 デジタル防災行政無線整備4期工事の請負契約の締結に関

し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 財産の取得に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

◎軽米町議会議員の定数等調査特別委員会報告

○議長（松浦 求君） 日程第10、軽米町議会議員の定数等調査特別委員会報告の件を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

軽米町議会議員の定数等調査特別委員会委員長、細谷地多門君。

〔定数等調査特別委員長 細谷地多門君登壇〕

○定数等調査特別委員長（細谷地多門君） 軽米町議会議員の定数等調査特別委員会報告書ではありますが、調査の目的あるいは特別委員会の設置、委員会の構成等は、議員各位のお手元に配付してあるとおりですので、割愛させていただきます。

調査検討の総括であります。本特別委員会は本町議会の議員定数等について調査研究し、今後の議員定数等のあり方を検討することを目的に、平成29年9月の第18回定例会において、軽米町議会議員の定数等調査特別委員会の設置を決議いたしました。設置を決議した当日に第1回特別委員会を開催し、委員長、副委員長、幹事を選任いたしました。

委員会では、終始活発な議論がなされ、11月8日の第2回委員会では参考資料や勉強会が必要であるという意見が多く、幹事会で検討した結果、県内の町村の中で議員定数10人という最も厳しい環境で10年以上前から取り組んでいる葛巻町議会を12月18日に視察研修いたしました。

平成30年1月31日、第5回委員会では、幹事会からの提案で、直接町民からの意見等を聞く機会を設けるべきとのことから、定数等調査特別委員会による懇談会の開催を決定し、2月16日午後6時30分から8時まで、町内の各種団体19団体20名と一般公募による4名、合計24名の町民の出席をいただき開催し、テーマは①、日ごろ感じている町議会、議員等に対しての意見や要望、②、定数、報酬、議会報告会についてなどを伺いました。

5月8日、第6回委員会では、6月定例会前までに特別委員会として結論、報告するところから定数に絞って議論し、次の選挙から定数を減らすことへの意見が多数出されましたが、定数の設定については次回に結論を出すことといたしました。

6月7日、第7回委員会では、これまでの特別委員会での議論、参考資料、管外視察研修、町民との懇談会等を踏まえて、特別委員会としての最終結論を出すこととなりました。

定数については、現行据え置き14名、2名減12名、4名減10名と3つの意見に分かれたことから、特別委員会として全会一致での結論を試みましたが、一致にはならず、最終的に現行据え置き14名と2名減12名の両案で起立により採決を行い、賛成多数で2名減12名との結論に至りました。

なお、将来あるべき姿の町議会を目指し、実現するためにも今後の議会改革を町民に見える形で進め、信頼を深め、幅広い層から多様な人材が議員を目指す環境づくり、改革が必要であるとの意見が多く出されました。

以上、報告といたします。

○議長（松浦 求君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件は、委員長報告のとおり報告済みとします。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦 求君） 日程第11、発議案第1号 軽米町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。11番、細谷地多門君。

〔11番 細谷地多門君登壇〕

○11番（細谷地多門君） 発議案第1号 軽米町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。

上記の議案を地方自治法第112条及び軽米町議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

理由であります、軽米町議会議員の定数を削減しようとするものでございます。これが、この条例案を提出する理由でございます。

議員各位のご賛同をよろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（松浦 求君） 提案理由の説明が終わりました。

これから発議案第1号に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

13番、反対。

〔「反対」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 反対。

13番、山本幸男君。

〔13番 山本幸男君登壇〕

○13番（山本幸男君） 発議案について反対でありますので、反対の意見を述べますので、どうぞよろしくご指導願いたいと、そう思います。

今回提案されました議員の定数を2名減という案件でございますが、町当局、町長は執行機関、議会は最高の議決機関であります。お互いに牽制し合いながら議論を深めることが町議会の役割であります。今回は、議員発議で定数減ということでございますが、議員発議での減というのはなじまないのではないかなと、そう感じます。町が審議会等を設置して審議会の答申を受け、町長の意見もつけて定数改正の条例案を議会に提出という順番が正しいのではないかなと、そう思います。議員みずからがというような形は、いかがなものだろうかというように考えまして、私は反対の理由の1に挙げたいと思います。

反対理由の2、近年議員のなり手がなく、無競争の選挙、少数激戦、1人はみ出しの選挙というような形の選挙が多くなったというニュースを耳にします。また、

実際に私はそのように感じております。定数減になりますと、ますますハードルが高くなり、無投票、同じ顔ぶれがというのが心配されます。議会の活性化、町民の町政への無関心が心配されるというのが2番目の理由でございます。

3番目は、近隣の管内の九戸郡の現在の定数は、洋野町16人、一戸、軽米町14人、九戸、野田等が12人、葛巻、田野畑、普代等が10人であります。人口と比較してバランスがとれていると私は思います。削減すべきでない。女性も若者も人生経験のある豊かなシルバーも後期高齢者も立候補してほしいと、そう考えております。したがって、現在の定数で私はいいと考えます。定数もなのですが、報酬等におきましても県下の状況の中で、軽米町の議員の報酬は下位のグループに属しており、適当だと思っております。

4番目に、最後になりますが、町民の方より、定数削減の方向だな、そういう意見が多いというような話をしましたところ、削減しないほうがいいと俺も思うよというような話をしておりました。その理由は、口数が多いほうがよい、削減すると賛成議員ばかりになってしまう、そういう心配があるというようなことを発言される町民もおりました。

以上4点が今回議員発議で出された定数削減に対する私の考え方でございます。どうぞ皆さん、定数削減にしないように発議案に反対してもらいたいとお願いして終わります。

以上。

○議長（松浦 求君） それでは、今度は原案に賛成の討論がありましたら。

7番、茶屋隆君。

〔7番 茶屋 隆君登壇〕

○7番（茶屋 隆君） それでは、委員長の報告に賛成の立場で討論いたします。

定数等調査特別委員会は、昨年9月定例会最終本会議、9月15日に議会運営委員長の発議により設置され、6月14日までに議員全員による委員会を7回、幹事による幹事会を11回開催し、慎重審議し、その間に他町村の視察研修、町民の方々との懇談会も開き、十分に議論されたと思っております。私たちは委員会を設置し、まず初めにいろいろな意見があると思うが、最終的には全会一致で決めようということで始めたと思っております。そういった中で、現在のまま据え置き14人、2人減の12人、4人減の10人という3つの意見に分かれました。

今特別委員会は、最終的には賛成多数で2人減の12人に決定したわけですが、前回、平成26年のときの特別委員会では、現状のまま14人の定数に賛成、反対が拮抗し、8人の委員が討論をやり、賛否同数となり、委員長の判断により現状14人の定数となった経緯があります。それから3年がたちました。人口も減少し、社会情勢、経済状況も変わりました。また、前回の選挙では新人5人が当選し、新

しい議会を目指して議会活動をやってきました。そういった意味では、今特別委員会では定数削減ありきではなく、軽米町議会は今後どうあるべきか、議員数は何人必要なのか、議員のなり手が少なくなっている中で、どうすれば新人議員が出やすくなるかというような議論もされました。私たち議員は、これからは二元代表制、政策立案、町民の声の反映をしっかりとやり、町民に理解してもらえる開かれた議会、活動が見える議会活動をやっていかなければいけないと思います。そういったことを総合的に判断して、現時点では2人減の12人が妥当であると考えます。

以上、賛成討論とします。議員各位の賛同をお願いします。

○議長（松浦 求君） それでは次……

〔「反対」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 反対ですか。

12番、古舘機智男君。

〔12番 古舘機智男君登壇〕

○12番（古舘機智男君） それでは、私は反対討論を行います。

今回の発議案第1号は、町議会の定数を現行の14人から12人に削減する条例改正案です。私は、地方自治の本旨である住民の福祉の向上にこの削減は結びつかず、町民の声が町政に届きにくくなるなど、また議会の弱体化につながるものであり、反対です。

ただいま委員長からの報告がありました。また、提案理由の説明がありましたが、明確なその理由は提案されませんでした。なぜ削減するのか、その理由が賛成討論の方の中身にもありませんでした。皆さん、私はこれからの今後の町民に見える形としての各層各界からの議員を目指せる環境づくりをこの報告のまとめの中にも書いてありますが、その具体化が定数削減というのであれば、はっきりしていることは定数を削減すれば当然競争が厳しくなり、それでなくても現職が有利というときに、ますます新人の挑戦するためのハードルが高くなります。若い人や女性、そして町政を変えたいという意欲ある議員を目指す町民がますます立候補できなくなることは明らかではないでしょうか。人数が少なくなれば議論が活発に行われるのでしょうか。それはないと思います。将来あるべき議会とはどんな議会なのか、また現在の軽米町議会の問題点はどこにあるのか、賛成討論の議員もそういう討議もしてきたと言っていますが、そういう議論が本当に不足しているのではないかと、まず議員で議論してまとめることこそが議会改革の一步ではないかと私は思います。今回の定数削減の道理というものはないのではないかと、向かう方向がまるっきり逆の方向になっているのではないのでしょうか。

今確かに町民の中からは、議員は何をしているのか、14名の議員は必要なのかという声もございます。また、全国的にもそういう声もありますが、軽米町の場合、

全国にも評価された議会報、テレビでの定例議会の放送など、以前より議会の情報が住民の中に届きやすくなっています。しかし、多くの町民は、議会の実際をよくわからないというのが実態ではないでしょうか。皆さん、町民に議会のことにもっと関心を持ってもらい、議会の役割をわかってもらうことがより必要ではないでしょうか。

今全国の町村で同じような問題が起きています。ことしの3月、総務省から町村議会のあり方に関する研究会報告が出されました。その中身は、皆さんが購読している「地方議会人」の5月号にも載っていますが、その方向に対する全国町村議長会の意見が掲載されています。総じて小規模自治体の議会の現状から、総務省の報告、研究はかけ離れた内容として、全国議長会では批判的な意見を述べています。その中でも、二元代表制のもとでは首長と議会のバランスがとられていなければならない、それなのに現在首長が総体的に議会よりも強いというのが一般的に理解されると述べて、今回のこのような現状を総務省などで打開する方向は議会の権限を縮小することになるなど強く批判をしています。軽米町は、その議会の議員、町民の代表である議員の数を減らすということは、町民の声が届きにくくなり、そのことは議会のチェック機能が弱くなる結果にもつながります。首長と議会とのバランスがますます崩れてしまうことになり、軽米町の将来にも大きく影響してくるものと私は考えます。

今回の場合、削減ありきという、その場しのぎの対応で、本当に町民のための議会になれるのでしょうか。軽米の議会がどうあるべきか、軽米の将来を今こそ議員が真剣に考えるときではないでしょうか。私は、削減ありきのこの定数削減条例、非常に問題があると思います。私は、このことを訴えて、ぜひ現状維持を貫いていただきたいと思います。

皆さんのご賛同をよろしくお願いします。

○議長（松浦 求君） ほか、ないですね。

〔「賛成」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） あるの。

9番、松浦満雄君。原案に賛成の立場。

〔9番 松浦満雄君登壇〕

○9番（松浦満雄君） 発議案第1号に委員長の報告のとおり賛成であります。

先ほどの反対討論の中では、町当局が提案すべきというふうな討論もございましたが、これまで議員定数の見直しは常に議員発議の中で定数が変わってまいりました。我々議員がみずから襟を正すべきではないかというふうに私は考えます。

多種多様な意見を反映させるために削減すべきではないという考え方もございますが、そもそも特別地方公務員である議員は、憲法に規定されているように全ての

公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないのであります。みずからに投票した人の意見の代弁者であってはならず、軽米町全体への責任を持つべき存在であり、人数を減らしたことによって多種多様な意見が反映されなかつたりするとすれば、憲法にのっとり活動をしていないということになります。そもそも多種多様な意見の反映は、地方自治法に議員の職責として規定されているものではありません。それを要求するのであれば、現在軽米町の町づくりの基本方針であります町民参画と協働の町づくりによって進められるべきであります。

また、議会報告会等を定期的にも開催することも重要であると思います。そもそも民主主義における選挙は、立候補者全員が当選することはなく、議員は投票に来た全ての人の意見を反映することは不可能であります。地方分権の進展や町政のチェック機関としての役割は重いという議論であります。議会の役割がどう増大するのか根拠が不明であり、現在の議会を顧みるのであれば、現状で人数を維持したり、増員によってなされるべきではなく、議員の能力向上によって対応すべきであります。現状で人数を維持しても増大する役割に対応できるという論理は、現実的ではありません。

しかしながら、残念なことに現在の議員報酬で能力を向上し、専業で議員活動をしたくてもできるものではありません。現在の報酬では生活給にも及ばず、議員活動、政治活動に係る経費を捻出しなくてはならず、単に収入のある人しか議員に立候補できない状況であり、若者やサラリーマンは立候補をためらうに違いありません。議員は、地方自治法に要求されている職責を果たそうとするならば、高い専門性と十分な時間を議員活動に割けることが要求されるべきであるため、専業であることが望ましいと思われまます。

しかし、一方で行政側の役場も職員定数の削減や給料の削減など行財政改革に取り組んでおり、私たち議会としてもみずから議会経費を削減し、町に対してさらなる行政改革を求めていくべきであり、議会の新たな取り組みのために必要な経費を捻出しようとするれば、それは定数削減によって捻出する以外の方法はないのであります。定数を削減し、報酬を上げるべきと私は考えます。

また、今後、軽米町議会でも地方自治法に規定されている政務活動費の条例制定も視野に検討すべき課題であります。

現在の地方議会の流れは、定数削減ではなく、定数を維持するほうが主流であるかのような議論であります。人口減少や厳しい財政の中、多くの政党や立候補者が議員定数削減を掲げ、選挙を戦っており、広い民意であり、多くの町民の民意と言っても過言ではないと思います。

現在の地方自治体の現状は、合併等により特殊な事情があり、他の自治体の状況を参考にできず、議員定数を定める尺度や根拠が乏しいのが現状であり、民意と議

会の機能を維持できる定数に定めざるを得ません。

しかし、民意だからといって少なければ少ないほどよいというものではなく、議会は言論の府と言われるように、いろいろな考えの持ち主が議論を戦わせる場であり、2桁以上の定員は必要であると考えます。最近の管内町村の動向を見ましても、一戸町は2人減の14人、九戸村は2人減の12人としており、軽米町の人口も1万人を下回る状況下であり、平成の大合併の嵐の中で軽米町は自立を選択した、このような状況で軽米町は削減やむなしと感じています。

また、4人減の10人という考え方もありましたが、めまぐるしく変わる社会情勢の中で、わずか数年先も見通せない世の中であり、急激な削減は軽米町の未来に禍根を残すことになるかもしれません。今後の議員定数については、来年新しく改選される12名の方々から議会改革も含めて新たな発想で取り組んでいただきたいと思います。

以上のような観点から、私は現在の定数14人から2人減して12人が妥当であると考え、委員長報告に賛成であります。あくまでも私の私見であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松浦 求君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

発議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 求君） 起立多数です。

よって、発議案第1号 軽米町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（松浦 求君） 日程第12、委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦 求君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで今定例会の日程は全部終了しました。

◎町長挨拶

○議長（松浦 求君） ここで町長から発言を許されたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 議長の許可をいただきましたので、第24回軽米町議会定例会が閉会されるに当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月11日に開会以来、本日までの9日間にわたり開催されたところであります。今定例議会には、専決処分の承認を求める議案1件、条例の一部改正に関する議案1件、和解に関し議決を求める議案1件、一般会計ほか補正予算に関する議案2件、本日追加提案させていただきました工事請負契約の締結に関する議案1件、財産の取得に関する議案2件の合わせて8件の議案を提案させていただきました。

議員各位におかれましては、終始熱心なご審議をいただき、全議案について原案どおりご議決賜りましたことを心から感謝を申し上げる次第であります。

さて、今定例会におきましては、かるまい交流駅（仮称）や軽米町社会福祉協議会が進める特別養護老人ホームいちい荘の整備事業支援、ふるさと納税への取り組みなど熱心にご議論いただきました。いずれも将来を見据えた町の活性化、高齢者福祉政策に重要な事業であり、確実な財政見通しのもと、全庁挙げての体制により取り組んでまいり所存であります。つきましては、議員各位のご協力、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、議案審議中に賜りましたご意見、ご提言等につきましては、今後の町政運営に当たり十分心して努めてまいりたいと存じます。

簡単ではございますが、本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松浦 求君） それでは、最後になりましたけれども、第24回定例会を終わるに当たり、私からもご挨拶を申し上げたいと思います。

私自身の健康管理が不十分で、皆さんにおかれましては私の発言内容が聞き取りにくいところが多々あったと思っております。十分反省をいたしております。

きのう突然でしたが、音更町の小野町長も健康を害して入院加療しているということの報告を承っております。どうぞ議員各位におかれましても健康には十分注意をし、私を含めて次の9月定例会にはそろって議場にお集まりくださるようお願い

をいたし、第24回定例会の閉会に当たってのご挨拶といたします。大変ご苦労さ
までした。

(午前11時11分)